

平成22年度事業計画

(平成22年4月)

財団法人調布ゆうあい福祉公社

調布ゆうあい福祉公社の「理念」

**公社は市民相互の助け合いと
自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて
あたたかい地域づくりを目指します**

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようサポートします
- ・ 利用者の尊厳を守り、その人らしい生活を支援します

運営方針

1 現状と課題

(1) 公社をとりまく社会状況

介護問題への対応は、今や我が国にとって、最も緊急かつ重要な問題となっています。2025年には団塊の世代が75歳を迎えることとなり、介護を要する高齢者が急激に増加します。このことは調布市においても同様で、平成22年3月1日現在の年齢別人口表によれば、すでに75歳以上の高齢者は、65歳以上の高齢者人口の46%を超えております。

このような状況の中、核家族化、高齢者のみの世帯の増加や近所づきあいの希薄化も加わり、地域の介護力も低下しています。また、家族の介護負担、特に老老介護、認知症介護等々の問題は、他の地域同様に大きな課題となっています。加えて、高齢者の消費者被害、介護・医療や年金問題等、多くの社会問題が存在しており一刻も早い対応策が求められています。

また、一方では、文化・スポーツ・ボランティア・趣味のグループ活動等活発な活動を展開する、いわゆる「元気高齢者」の増加傾向もみられ、様々な面で高齢者の生活実態は多様化しております。

こうした方々の中には、地域の様々な問題や課題を自ら解決しようとする個人やグループが地域にみられます。これらの活動は、高齢者の優れた知識・経験・技術等の能力を活かしながら、社会参加や仲間づくり等を通じて「生きがい」や「喜び」をもたらすものでもあり地域の福祉を支える大きな力となることが期待されています。

平成21年に発表された「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」は、平成24年の診療報酬・介護報酬の同時改定のたたき台ともいわれており、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)の実現に向けた検討にあたっての論点整理がされています。ここでは、地域で自分らしく生きていくために、個々のニーズに応じて様々なサービスが適切に提供できる体制として「地域包括ケアシステム」の構築を提唱し、その前提として自助・互助・共助・公助に関する関係者の役割分担を確立し、それぞれが能力を出し合ってケアの計画、提供に貢献できることが必要であるとされています。

住民参加型サービスについては、介護保険制度の普及にともない、積極的な住民参加による支え合いの関係作りが評価されています。全国社会福祉協議会「介護保険制度への住民参加の考え方と方法」では特に食事サービスや、ホームヘルプサービスは「生活支援サービス」として総称され、公的サービスの補完ではなく、人と人とのつながりを尊重したサービス、生活に寄り添うサービス、ニーズに即した柔軟なサービスというような特徴や固有性を持ったものとして位置づけられています。

(2) 公社の現状

1) 公社組織体制の安定化

高齢者人口の増加に比例した公社事業の拡大から生じる事務所スペースの慢性的な不足問題につきましては、これまでも様々な対策を講じてまいりましたが、現在のスペースだけでは限界となりましたことから、市とも協議しながら事務所機能の一部移転に取り組みました。

厨房改修工事につきましては、調布市の事業として無事終了いたしました。公社移転から13年が経過していることから公社内の施設改修につきましても、今後、調布市と協議を進めて参ります。

また、介護従事者の不足は緊急の社会問題であり、国は、介護人材確保施策の推進として介護職員処遇改善交付金制度を具体的な対策として実施したところであります。このことは、公社においても同様の課題となっており、今後もこのような制度を利用し、職員の処遇改善に努めるとともに、常に円滑な組織運営を模索しながら公社運営の三大資源となる「人」・「物」・「財源」を効率よく組み合わせ、地域の福祉ニーズに対応できる組織体制を構築して参ります。

2) 介護保険等制度改正への対応

平成21年度、介護保険制度において、介護報酬の改定、要介護認定方法の見直しが実施されました。

また、新政権が進めるマニフェストでは、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法、介護型医療病床廃止など高齢者・障害者関連の制度について見直しを行うことが表明されております。今後も、国、都の動向を見守る必要があります。

公社は、こうした制度の変更に適切に対応するとともに、情報から取り残されやすい高齢者等には、多面的に情報を提供し混乱なく安心して生活が送れるよう支援して参ります。

(3) 平成22年度の課題

1) 公益法人制度改革への取組み

公社は、現在公益法人制度改革により、特例民法法人として活動しており、他の法人格も視野に入れながら、具体的な準備、手続き等が必要となります。

平成22年度は、この方向性を確定する大きな節目の年であり、調布市をはじめ関係機関と協議を進めてまいります。これまでの東京都からの説明や指導からは、この公益法人制度改革には、日常業務を抱えながら膨大な作業が予測されるため、一部の業務について外部への委託が必要となります。

2) 公社における市民相互の助け合い「共助の地域と人づくり」に向けた取組み

市民相互の助け合いは、以前は意識をしなくても地域や各家庭が持ち合わせておりました。しかし、近年、核家族化や格差社会、更には、生活様式の多様化等により著しく助け合いや支え合いの地域的連帯は低下しております。

このことについては、第4期調布市高齢者総合計画の中では、「支えあい・住民参

加の地域づくりの推進」の中で生きがいづくり、社会参加の推進として、知識や経験を活かしながら行動できるよう生きがい、健康づくり、活力ある地域づくりに、団塊世代の社会参加の推進をあげています。公社では研修事業やボランティア活動を通して、生涯現役としての活躍場所や、閉じこもりの予防としての機能、役割を果たして参ります。

さらに、住民参加の各種事業に地域包括支援センターや介護保険制度の各種介護事業を組み合わせ、より利用者のニーズに適したサービスをコーディネートしていく仕組みを維持し、これからも、制度のはざまにある利用者のニーズに対して必要なサービス提供については、市と協議を行いながら積極的に取り組んで参ります。

食事サービスについては、改修工事後の平成21年12月に、順次食事の提供を再開することができました。今年度は、「食事サービス事業」の更なる充実と発展に向け「温故知新」の精神で事業の発展に努めて参ります。

2 基本方針

2025年（平成37年）を想定した高齢者社会に備えるため、公社運営の方向性や事業・組織体制などを常に点検し、これからも、地域のみなさんから信頼され、支持される公社づくりを、職員やボランティアの共有課題として取組んで参ります。

今年度もこれまで以上に、調布市を始めとした関係機関及び多くの地域住民の皆様のお力添えをいただきながら以下の方針に取り組んで参ります。

- (1) 公社理念を事業に反映します。
- (2) 法人の経営の方向性及び現在の課題について改善・改革の取り組みを継続してまいります。
- (3) 関連法制度を遵守するとともに、知識や情報を収集しながら、研さんを深め、公社のサービス水準の向上を目指します。
- (4) 市や他の福祉医療機関をはじめ、多くの関係者と地域ネットワークを構築しながら、個々の利用者の期待に応えると同時に、地域福祉レベルの向上を目指します。
- (5) 地域のニーズを的確につかみ、必要な事業の実施に向けて地域住民の皆様とともに取り組んで参ります。

3 重点事業

- (1) 公社事業の方向性の検討と、公益法人制度改革への取組
- (2) 食事サービスの改善と発展に向けた取組
- (3) 認知症の方を支える地域作りの推進
- (4) 家族介護者に向けた支援の推進
- (5) ボランティア活動の推進と協力会員交流活動の支援

事業計画

(1) 高齢者等の在宅福祉に関する普及啓発事業（1号事業）

事業のねらい

今年度も引き続き、地域における福祉活動の必要性の高まりを受け、住民相互の助け合いによるあたたかい地域づくりが充実することを目指します。日常生活の中での福祉的な課題を発見できる体制づくりを目的とし、自発的な市民の関心と参画が促せるよう広報等強化いたします。

新たに生きがい講座については、介護予防の視点を強化し「生きがい介護予防講座」としてリニューアルいたします。趣味活動を通じて地域で暮らす住民同士の仲間作りの場の提供とともに、介護予防の視点を取り入れながら、いずれは地域での力強い支援者として活躍いただけるような人材の育成につながるよう支援をいたします。

また介護を担う介護者への支援に向けた取り組みとして、福祉講演会において家族介護者の支援ネットワーク構築に向けた内容を取り上げます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
福祉講演会 (150千円)	保健、医療、福祉等に関する、市民の社会的関心事について情報提供を行い、調布市の関係機関と連携し福祉の街づくりを進める。	講演会開催により情報の発信とともに、ニーズ把握を行う。 1回/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	住民が福祉の街づくりに主体的に取り組むきっかけをつくることができる。
機関紙 「ほっとらいん」の発行 (2,300千円)	公社の会員、市民へ向けて公社の事業紹介や情報公開、福祉等の制度についての情報提供を行う。	機関紙「ほっとらいん」の発行。 6回/年 4から6ページ 新聞折込による「ほっとらいん特別号」の発行 1回/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供ができる。その結果地域に埋もれているニーズの掘り起こしができる。
ホームページ (150千円)	公社事業、サービスの紹介、情報提供など様々な情報発信を行う。	ホームページの更新 随時	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	時間に制約がなく、情報提供ができ、利便性の向上に寄与できる。
公社事業地域説明会	地域に向けて公社事業の紹介及び説明など情報提供を行う。	公社事業計画及び各サービスについて地域で説明会を実施す	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供を行い、事業への参加、協力、

		る。 1回以上/年		連携について推進することができる。
協力会員登録 説明会	地域において住民参加型有償在宅サービスの広報及びサービスを担う市民(協力会員)を募集する。	住民参加型在宅サービスについて地域で説明会を実施する。 3回以上/年	市民	定期的に説明会を実施することにより、地域の支えあいを広く市民に理解していただき、住民参加型サービスを促進することができる。
ボランティア 体験	ボランティア活動を通じて、福祉サービスを理解する。	公事業でボランティア活動を体験していただく。 年間	市民	地域福祉について関心を持つとともに、住民による福祉の町づくりの実践を推進することができる。
生きがい介護 予防講座	中高年の地域住民同士の交流による仲間作り、生きがいと社会参加の機会を提供すると共に、介護予防の視点を取り入れ要介護状態になることをできる限り防ぐ。	料理講座を行う。 1回/年(5回コース) (228千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:12人	食に関する正しい知識と技術を習得し、食生活と健康維持の關係にバランス意識を持つとともに、仲間づくりの機会を提供できる。
		フォークダンス講座を行う。 1回/年(4回コース) (80千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:20人	介護予防を意識し体を動かすことによる筋力低下を防止する意識を高める。また仲間づくりの機会を提供できる。
		IT講座を行う。 【Information technology=情報技術】 年1回(4回コース)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:15人	IT講座(パソコン全般、インターネット等)を通して、IT社会への順応、生きがいの創出、地域で支えるコミュニティの

		(546千円)		形成などが期待できる。
介護予防地域活動支援事業	生きがい講座参加による関心興味を継続して実施できる場づくりと、仲間づくりを進める。また地域における支援者となれるようサポートする。	「だいこんの会」 随時	講座参加者等	料理講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。
		ゆうあいフォー クダンス友の会 「すみれ」 「フレンズ」 随時	講座参加者等	ダンス講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。
		「結会いネット 倶楽部」 随時	講座参加者等	IT講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。

(2) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する研修及び人材育成事業
(2号事業)

事業のねらい

公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくりを目指す」ため、今年度は協力会員活動の質の向上に力を入れた研修会を実施してまいります。協力会員が一同に会す定例会を開催することにより、様々な活動に関わる協力会員の交流をはかり、また一人ひとりが地域での社会資源となれるような役割が果たせるよう支援します。

さらに、公社の住民参加型事業、地域包括支援センター、デイサービス、訪問介護といった各事業の専門性を生かしながら、地域住民の福祉活動への参加を推進できるよう、各種研修等を実施してまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
協力会員研修	協会員が一同に会することで、お互いの交流を深めると共に、地域づくりの一員としての役割を学ぶ。	お互いの日頃の活動についての確認や、基礎研修と連動して最新の社会福祉について学ぶ。	協会員	協会員としての資質の向上が行える。

基礎研修	協力会員が有償在宅福祉サービスへの理解を深め、活動に携わるための基礎を学ぶ研修を行う。	基礎医学、在宅福祉サービス、福祉公社の事業ガイダンスを行う。あわせて、活動を行う際の心がけについてガイダンスを行う。 4回以上/年	協力会員	在宅福祉サービスの基礎を学んでいただくことで、担い手育成の基礎作りを行いスムーズに活動に入れるようにする。
ホームヘルプサービス協力会員研修	協力会員がホームヘルプ活動に携わるにあたり、高齢者や障害者への理解を深め、技術の向上を図るための研修を行う。	ホームヘルプサービスの活動に必要な知識・技術を習得するための講義・実習等を行う。 1回以上/年	協力会員	協力会員が自信を持って活動に入ることができ、利用者へより質の高いホームヘルプサービス提供ができる。
食事サービス協力会員研修	主体的に活動に取り組めるよう、必要となる技術や知識を習得するとともに、参加をした会員相互の情報共有の場を提供する。	①新人研修 理念、事業を理解し、活動に参加するための基礎知識・技術を習得する。 随時	新人協力会員	新規に活動へ参加をする協力会員の不安を取り除き、円滑な社会参加を促すことができる。
		②スキルアップ研修 食事サービスの提供に関わる協力会員が、主体的に、活動に必要な知識・技術を習得するための、講義・実習等を行う。 2回以上/年	協力会員	活動をする会員のモチベーションの向上、円滑な事業進行、サービスの質の向上が期待できる。
協力会員外部研修派遣	活動に必要な知識を得られるよう、協力会員を他の福祉、医療団体が実施する講座、セミナー等に派遣する。	協力会員に必要と思われる外部研修会について参加を働きかけ、派遣する。 年間	協力会員	外部研修を活用することで、協力会員がより幅広く学ぶ機会を提供できる。

協力会員協議会 (9千円)	有償在宅福祉サービスの担い手である協力会員が、活動や地域の支えあいについて協議する。	会議や交流会などにより、協力会員のネットワークづくりをサポートし、協力会員が地域を支えるための基盤づくりを行う。年間	協力会員	住民による地域支えあいのネットワークづくりを促進することができる。
ゆうあい福祉セミナー (75千円)	広く協力会員、市民、介護保険事業者等に対し、在宅福祉サービスについての研修を行い、地域における人材育成を促進する。	在宅福祉・高齢者福祉・障害者福祉・認知症ケア等に関する各部門の専門の講師を招き、研修を行う。 1回/年	協力会員 市民 介護保険事業者等	幅広く質の高い人材が育成でき、地域の担い手の底上げとなる。
2級（訪問介護員及び障害者（児）ヘルパー講座	2級ヘルパーとして必要な知識及び技能を有する人材の養成を図る。	在宅福祉、高齢者・障害者福祉、介護等に関する講義と実習をプログラムとする講座を開催する。 1回/年	市民	地域に求められている質の高いヘルパーを養成することができる。
ホームヘルパーフォローアップ研修 (100千円)	ホームヘルパー養成講座を既に受講され就労されていない方に対して、最新の福祉情報や介護技術を伝え、就労支援を行う。また既に就労されている方には資質向上のための支援を行う。	介護実習、介護保険の現状などに関する講義と実習をプログラムとする研修を開催する。 1回/年	ホームヘルパー2級等の有資格者の方	介護人材の掘り起こしと就労支援や就労継続支援を行う。
実習生の受け入れ	福祉資格取得等に必要の実習の場を提供する。	福祉資格等取得養成実習 (ホームヘルパー2級、社会福祉士等) 年間	社会福祉の教育を実施する教育機関等から派遣される学生	介護保険制度の福祉サービスだけでなく、住民参加型福祉事業を理解することにより、幅広い福祉サービス

				のあり方について理解することができる。
		東京都社会福祉協議会「介護等体験事業」 (教員免許法の特例による社会福祉施設における介護体験事業) 年間	教員免許取得を希望する学生	福祉を専門としない学生が社会福祉の実践を体験してもらうことにより、福祉への理解を深めることができる。
福祉専門職講師派遣	ホームヘルプ養成講座・市内外の各種研修会・講座等に公社職員を講師として派遣する。	要請された研修について、適切な専門職員を派遣する。 年間	市民関係団体等	公社が地域福祉サービスを担うなかで培ってきた専門性を各種研修会において還元することにより、人材育成の裾野を広げることができる。

(3) 高齢者等の在宅福祉サービス向上のための調査・研究開発事業並びに情報の収集及び提供事業(3号事業)

事業のねらい

昨年度厨房改修を実施し、住民参加型食事サービスの活動がさらに充実できるようなハード面での整備が整いました。そこで今年度はさらに食事サービス事業20周年に向けた事業内容改善の調査研究活動を実施し、ご利用者のニーズに対応していけるよう事業の評価を行います。

ひきつづき、施設設備のメンテナンスやシステム化、サービス形態の見直し、人材育成の体系整備等、住民参加型サービスシステムの整備に取り組みます。

それにより、地域福祉活動を推進する他の団体や地域を拠点として自主的に活動されるサロン、サークル活動などとの連携の中、安定的かつ継続的に提供できる地域の要請に応えられる住民参加型事業を目指します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
公社事業と公益法人改革の検討	今後公社が、取り組むべき事業と制度改正への適正な対応を検討す	公社が今後進むべき事業の方向を検討する。ま	公社会員等関係者 学識経験者	公益法人改革、介護保険改正を受け公社を取り巻く社

	る。	た、公益法人の改正の情報を収集、検証する。 年間	公社職員 市職員	会状況が大きく変化する中、今後の公社が取り組むべき事業が明確にできる。
住民参加型事業の研究と開発	食事サービス事業改善計画調査を実施し、公社の住民参加型事業における課題を検証し、今後の展開を図る。	公社サービス利用者アンケートやインタビュー調査の実施 1回/年	食事サービス利用者、食事サービス協力会員、担当職員、ソーシャルワーカー	20周年に向けた食事サービス事業の更なる改善を目指す。
関係機関連絡会への参加	公社と地域関係機関との連絡調整を図り、福祉サービスの向上に努める。	「サービス調整会議」や各機関が開催する会議への参加 年間	公社職員	時代背景や地域事情を把握し、地域に求められるサービスを提供できる。
市場の動向調査の情報収集	外部市場動向に目をむけ、公社事業の向上と発展に努める。	各種メディアにより、国の動向や利用者ニーズに関連した情報を幅広く収集し、事業に関する検討を行う。 年間	公社職員	

(4) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する生活・健康相談事業
(4号事業)

事業のねらい

福祉のサービスメニューが充実し、情報が収集しやすくなっている今日において、逆にサービスを利用する上で、選択、利用の方法がより複雑化する傾向にあります。こうした中、自分自身の望む暮らしのために必要な情報を得て、適切にサービスを利用し、日常生活上の問題を解決するためには、気軽に相談できる場がますます重要になっています。

公社では、市民が安心できる相談拠点をめざし、ソーシャルワーカーや看護師の専門性・多様性・地域密着性を高めるとともに、他機関・他職種との連携を図り、多様な相談に適切に応じられるよう体制を整えます。

さらに、増加する認知症高齢者や緊急対応、そして障害者・子育て・ターミナルケアなど制度

のはざまでお困りのの方々に対応できるよう、相談体制を整えます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
在宅福祉サービスに関する相談	生活支援の視点に立って高齢者等の生活相談に応じ、関係機関と連携を図りながらホームヘルプ等の在宅福祉サービス情報を提供する。	地域包括支援センター、公社のソーシャルワーカーによる電話、来所、訪問相談 年間	市民	地域で暮らす高齢者が身近な窓口で相談ができ、安心して暮らすことができる。
生活訪問相談	利用者を対象に、日常生活相談や利用者一人ひとりのニーズにあったサービス調整を行う。	ソーシャルワーカーやケアマネジャーによる訪問・電話・来所相談 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	住み慣れた地域での安心した在宅生活をサポートできる。
健康訪問相談	利用者の心身の健康に関する相談や必要な指導、助言を行うことにより、家庭における健康管理や健康の増進を図れるよう支援する。	看護師による訪問・電話・来所相談。 必要に応じて主治医との連絡調整を行う。 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	健康面での相談に対応することができる。
医師による健康相談 (378千円)	心や体の悩みなどの健康に関することについて、公社相談医による個別相談を実施する。	内科相談：隔月 神経科相談：隔月 午後1時30分から3時実施 1回/月	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	専門医による個別相談の場を提供することにより、市民の健康維持、介護予防につながる。
法律相談 (236千円)	市民生活の中で発生する法的な手続きについて、顧問弁護士による法律相談・情報提供を実施する。	隔月 第3金曜日 午前10時30分から12時実施	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	法的な悩みを専門家に相談する機会を提供できる。
協力会員の活動に関する相談	利用者の個別のニーズに対して適切なサービスが提供できるよう、ソーシャルワーカー、看護師とともに相談体制を整え、協力会員の	協力会員とソーシャルワーカー、看護師との相談 年間	協力会員	ボランティアである協力会員に対するバックアップ体制をとることで、協力会員が安心して利用会員宅で活

	活動上のアドバイスを 行う。			動が行え、地域の 支えあいが促進さ れる。
協力会員の健 康に関する相 談	協力会員に対し、健康 診断と健康相談を行 う。	医療機関での健 康診断と相談医 による健康相談 1回/年（相談 は随時）	協力会員	担い手である協力 会員自身の健康が 維持される。
福祉機器・介 護用品の展 示、相談、貸 出、あっせん	在宅で自立した生活を おくるために必要な福 祉機器・介護用品等の 相談を受け、紹介・貸 出・業者のあっせんを 行う。	福祉用具の紹 介、貸し出し、 あっせん 年間随時	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	高齢者や家族が介 護に関する福祉用 具を実際に利用で きる。

(5) 高齢者等の有償在宅福祉サービス事業及び生活支援事業
(5号事業)

市民相互がささえあえる街づくりをめざし、高齢者、障害者、児童といったサービス提供の対象者によって区分された制度の枠にとらわれず、地域で暮らす一人一人の視点に立って、必要に応じて柔軟にサービスを創出します。

1 会員サービス事業

事業のねらい

住民相互の支えあいにより、会員制、有償の在宅福祉サービス提供を行っています。

介護保険制度改正等公的なサービスの影響で増加する住民の多様なニーズにこたえ、安心してご利用いただけるよう、サービスの見直し、人材育成に重点をおき、質の向上に努めます。また、参加して下さる方々の交流を通じ、地域で支えあう支援体制をより推進していくことに努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプ サービスの提 供 (12,990 千円)	日常生活上、支障 のある高齢者等を 対象に家事や介護 の援助を行い、在 宅生活の継続を支 援する。	協力会員によるサ ービス提供 年間	利用会員(高齢 者・障害者・病 気療養中・子育 て家族等)	地域の支えあいで 行われるホームヘ ルプサービスによ って、利用会員一 人一人のニーズに 個別に対応するこ とができ、安心し

				て、より豊かな生活を送ることができる。
食事サービスの提供 (56,833千円)	高齢者、障害者等への食事サービスの実施により、住み慣れた地域の中で、継続的な在宅生活が確保できるよう援助すること。	食事サービスの実施 年間	利用会員	低栄養の改善、孤立死を予防するためのゆるやかな見守り、介護者の負担軽減、食育の視点を持った支援を行うことにより生活の質を向上することができる。
	地域福祉機関等で必要とする食事の支援を行うこと。	食事の配達と協会員派遣による調理支援・子育て支援センター「すこやか」・グループホーム等 年間	福祉関係機関	
会員のための交流事業 (15千円)	会員相互の交流を目的とする。	会食会等 1回/年	利用会員 協会員 賛助会員	会員が健康で生きがいを持って生活できるよう支援できる。
会員の慶弔 (50千円)	利用会員の誕生日に記念品を贈って祝いし、また利用会員、協会員逝去に際して弔意を表す。	会員慶弔に際し記念品、弔電をおくる。 年間	利用会員 協会員	

2 生活支援コーディネート事業（愛称：ちょこっとさん）

事業のねらい

生活支援コーディネート事業は、「ちょこっとさん」という愛称で、調布市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活が続けられることができるように、地域のボランティアによる「ちょっとしたお手伝い」のサービスを行うことを目的としています。

今年度は、地域にある他の資源との連携を図り、よりいっそうの地域福祉のネットワークの充実を図ります。

事業名	事業目的	事業内容	対象者	予測される効果
生活支援コーディネート事業「ちょっとさん」 (300千円)	地域で安心して生活できるよう、近隣の地域住民が、「ちょっとした」お手伝い月から金サービスを提供する。	30分程度でできる「ちょっとした」お手伝い月から金	1人暮らし等の高齢者	介護予防を含め、在宅生活を維持することができる。地域福祉の担い手の育成とネットワーク化を図ることができる。
	地域において事業について広報し、サービスを担う市民(登録ボランティア)を募集する。	登録ボランティア説明会の実施 2回以上/年	市民	
	登録ボランティアが安心してサービスに携わることができるよう、また交流が図れるよう、研修会を実施する。	登録ボランティア研修会の実施 3回/年	登録ボランティア	

(6) 介護保険法における福祉サービス事業(6号事業)

1 介護給付事業及び予防給付事業

(1) 居宅介護支援・介護予防支援事業(2,607千円)

事業のねらい

利用者の「望む暮らし」が実現できるように、適切なアセスメントを経て、介護保険のサービスをはじめ、必要な社会資源の調整を行います。

また、今年度は、増加している独居、老老世帯等、世帯における介護力の低下傾向を考慮し、介護保険サービスのみならず、地域の支えあい、家族のできる範囲での支援を組み合わせた包括的なケアマネジメントを行うと共に、変り行く医療・福祉の制度について情報収集し、利用者への適切な情報提供に努めます。また、医療機関や地域包括支援センター等、地域の他機関との連携に努めます。

また、適切な情報提供実施のためのより専門的な知識の取得に努めるなど、介護支援専門員一人ひとりのスキル向上に励むとともに、調布市をはじめ、他機関との連携を丁寧に行い、適切なケアマネジメントが行えるように努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
居宅介護支援事業	介護保険サービス等を活用し、利用者の望む暮らしを実現する	アセスメントに基づき、介護保険サービスのみならず、個々の利用者にとって必要かつ効果が期待でき	介護保険被保険者	利用者が、住み慣れた地域で安心して生活することができる。

	ための支援を行う。	るサービスも視野に入れケアプランを作成する。定期的に利用者状況を確認し、効果的にサービス提供できるよう支援を行う。 年間		
介護予防支援事業	一人ひとりの利用者の日常生活における希望、意欲を尊重し、身体状況の維持、改善又は、回復が行えるよう支援する。	日常生活における、その人独自の目標や実現方法を共に考え、介護予防ケアプランを作成する。 年間	要支援 1・2該当者	利用者の意欲、可能性が最大限に引き出され、その人らしさを大切にしたい生活を送ることができる。
調布市介護支援専門員連絡協議会への参加	調布市在住、在勤の介護支援専門員との連携を図る。	研修会の企画・運営を行う。 年間	調布市在住 在勤の介護支援専門員	調布市在住、在勤の介護支援専門員相互の連携や情報の共有化、さらには、スキルアップを図ることができる。
東京都介護支援専門員基礎研修・専門研修の受講	介護支援専門員の資格更新と資質の向上。	東京都指定の各種研修に該当する介護支援専門員は、資格有効期間満了日までに、適宜、研修を受講する。 年間	新任介護支援専門員・現任介護支援専門員	資格更新とともに、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることができる。

2) 訪問介護・介護予防訪問介護事業（6,090千円）

事業のねらい

利用者の自立を助け、安心して在宅生活を送れるよう心のこもったホームヘルプサービスをお届けいたします。セーフティネットとして、チームケアの充実、ヘルパーの質の向上に努めてまいります

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
訪問介護事業	利用者の希望、ニーズ	介護保険利用者	要介護1・	利用者が安心して

	に沿って適切なサービスを提供する。	に対して、身体介護、生活援助を行う。 年間	2・3・4・5該当者	在宅生活を送ることができる。
介護予防訪問介護事業	利用者との協働関係によって生活への意欲が持てるようなサービスを提供する。	介護予防の対象者に対して自立支援を基本に生活の援助をする。 年間	要支援1・2該当者	利用者が、自立する意欲を持って生活できる。

2 地域密着型認知症対応型通所介護事業 (12,801千円)

(1) 認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業

事業のねらい

認知症デイサービス事業、介護予防認知症デイサービス事業のスムーズな運営にむけて取り組んでまいります。

ぶちぼあん運営協議会が地域に根付き、多くの方に活動に参加していただけるよう、努めてまいります。また、地域の住民の皆様にも、認知症への理解を深めていただくための各種研修、また、認知症ケアの担い手のための養成もあわせて行っていきます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
認知症デイサービス事業	認知症になっても住み慣れた地域で、できる限り生活が続けられるよう通所介護計画に沿って適切なサービスを提供する。	認知症対応型通所介護(要支援・要介護) 12名/日 月から金	介護保険被保険者で認知症の疾患をお持ちの方	認知症を正しく理解し、適切な対応をすることにより、認知症状が安定し在宅生活が可能になる。
地域開放支援事業	ぶちぼあん運営協議会(ぶちぼあんサポーターネットワーク)を中心に、地域住民に開かれた施設作りの一翼を担う。 住民参加事業の実施・認知症デイサービスの運営を支援する。	①地域住民を主体とした運営協議会の円滑な運営への支援 年間 ②認知症への理解を深め、ケアの方法を学ぶための研修会及び地域学習会の開催への支援	市民	地域住民自身が地域づくりを企画・実施・参加することができる。 認知症の方が安心して健やかな生活を送るための地域づくりができる。

		年間 ③会食会(ひだまりサロン)実施への支援 1回/月 ④地域交流会への支援 1回/隔月		
	集会所として地域住民に施設を貸出する。 (無料)	デイサービス等の公社事業の使用時間を除く活動室等の貸出をする。	事前に登録した地域住民の団体	地域住民の地域づくりを支援することができる。

(7) 障害者自立支援法におけるホームヘルプサービス事業(7号事業)

事業のねらい

障害者が、地域において、自らの「望む暮らし方」を実現することができるように、必要な支援を行います。セーフティーネットとして、利用者の自立支援、チームケアの充実、ヘルパーの質の向上に努めてまいります

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプサービス事業 (990千円)	障害者の自立支援を目指して必要なサービスを行う。	障害者に対して身体介護、家事援助を行う。 年間	障害者自立支援居宅介護、重度訪問介護 該当者	障害者が自らの望む暮らし方を実現できる。

(8) 調布市からの福祉サービス等にかかわる受託事業(8号事業)

1 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業

それぞれの利用者の状況に応じた適切な通所サービスが提供できるように、地域の方々の協力をいただきながら、利用者一人一人の目標達成を踏まえ、「安全」と「安心」、「生活の質の向上」が実現できるように職員の技術等も高め、実施してまいります。

利用することで、在宅生活の広がりが実感できるデイサービスセンターを目指します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
通所介護事業 (41, 118千円)	個別のケアサービスを大切にし、その人らしい生活を支援する。心身状況の変化を把握し、生活の支援とケアの提供をする。	送迎, 食事, 入浴, 趣味, 生きがい活動のサービスを提供する。 月から土 通所介護(要介護・要支援) 1日30人 認知症対応型 (要支援・要介護) 1日12人	高齢者(介護保険被保険者)	生活の質を向上, 生きがい作りができる。 心身の健康の維持増進ができる。
介護予防デイサービス事業 (ハッピークラブ) (1, 360千円)	グループ活動, 食事の提供を通して, 閉じこもり予防を支援する。	趣味活動, レクレーション等のサービスを提供する。 火水金 1日15人	高齢者(特定高齢者を含む)	ひきこもり防止, 健康の維持増進と要介護防止ができる。
地域福祉交流育成	年間を通じ様々なボランティアが活動することで, 地域と利用者との交流を図る。	ボランティア受入れをおこない デイサービスの様々な事業に参加いただく。 年間	市民・団体・学校等	地域住民が福祉への理解を深めることができる。 利用者が生活圏を広げ, 社会との結びつきが得られる。
家族支援サービス	利用者を支えている家族を支援する。	家族介護者の懇談会を実施し, 介護情報, 介護技術の習得の場を提供する。会の報告書を発行する。 年間	通所利用者の家族	介護する家族が, 地域から孤立することを防ぎ, 介護負担を軽減することができる。

2 調布市地域包括支援センターゆうあい事業 (包括2, 450千円+見守り240千円)

地域包括支援センターは, 高齢者が住み慣れた地域で, 尊厳あるその人らしい生活を継続することができることをめざす「地域包括ケア」を支える中核機関として, ①総合相談支援 ②権利

擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント といった役割を担っています。できる限り要介護にならないよう介護予防事業を推進し、さらに要介護状態になってもニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、包括的かつ継続的な地域のサービス体制の確立をめざします。

このような「地域包括ケア」実現のために、住民参加型、介護保険事業等に取り組む公社型地域包括ケアシステムの基盤をいかに、住民が安心して相談できる拠点として機能し、ニーズに沿った事業への取り組みや施策を提言する等、地域の高齢者福祉のけん引に組み込みます。

今年度は特に、認知症や虐待、単身、医療ニーズの高い高齢者、多問題世帯等が増加する地域の現状をふまえ、下記の対応について取り組みを強化してまいります。

- ①ケアマネジメントにおける更なる専門性の向上
- ②担当地区の地域診断や課題を把握し、地域の方の協力を仰ぎながら、見守りネットワーク活動を中心とした、地域の支えあいのネットワーク強化を図る
- ③介護者が安心して介護に取り組めるための支援
- ④地域医療との連携による利用者支援の推進

(1) 地域の総合相談

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
実態把握、介護ニーズの評価	出来る限り自立して在宅生活が継続できるように、地域の高齢者の生活の実態やニーズなどを把握する。	高齢者やその家族等からの訪問・来所による面接、電話相談を通じて総合的な相談に基づき、生活の実態やニーズの把握を行う。 年間	高齢者等その家族等	地域の高齢者等が困ったときに気軽に相談が出来、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようになる。
情報提供および支援センター利用の啓発	地域の高齢者へ必要な情報を提供、サービス利用の啓発および普及を図る。	広報誌ほっとらいん・ホームページへの記事掲載・民生委員・広報協力員との連絡会 年間	市民 高齢者等とその家族等	市民へ情報が届き、必要なサービスをいち早く利用できる。
介護等に関する総合相談・および在宅介護	地域の高齢者へ介護等についてニーズに合った内容を具体的に助言	訪問、来所、電話による面接相談	高齢者等とその家族等	介護に必要な情報を家族等へ伝えることができる。

の方法等の指導・助言	し、家族の介護負担を軽減する。	年間		
		介護教室 年間		
公的保健福祉サービスの調整	公的保健福祉サービスを地域の高齢者が必要とする時、すぐに利用できるようにする。	訪問、来所、電話による面接相談・保健・福祉のサービス利用の調整 年間	市民 高齢者等とその家族等	市民が必要なサービスを迅速に利用できる。

(2) 判定業務

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
判定業務	市および関係機関の施策の紹介と判定を行い、高齢者の自立に向けた適切な情報を提供する。	職員による来所面接、訪問・各種判定業務 年間	高齢者	身近な窓口での相談、申請を行えるため、高齢者が必要なサービスを選択することができる。
配食確認書の取り交わし	配食サービス利用者に対して定期的にサービス利用の再評価を行い、自立支援を行う。	配食確認書の取り交わし 1回/年	配食サービス利用者	定期的に利用者の状況を把握することで、高齢者が適切に必要なサービスを利用することができる。

(3) 介護予防ケアマネジメント

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護予防ケアプランの作成及び適正化事業	高齢者等の方が現在の身体状況が維持し安心して在宅生活を継続できるため、自立支援をめざした介護予防ケアプランを作成する。	介護予防ケアプランの作成 年間	要支援高齢者	高齢者が要介護状態になることを予防し、安心して元気に生活できる。

		委託居宅介護支援事業所のケアプラン管理及び指導 年間	介護予防居宅介護支援事業所	
介護予防事業	高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上をめざし、生活機能の低下を早期に発見し、必要な介護予防支援をする。	利用者への電話、来所、相談面接 年間	高齢者等	
		特定高齢者実態把握 年間		
		地域支援事業ケアプラン作成 年間		

(4) 権利擁護

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
権利擁護	認知症等で困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。	虐待予防の対応 年間 成年後見制度の活用促進 年間 困難事例への対応 年間 消費者被害の防止 年間	高齢者等	高齢者が尊厳をもって、地域で安心して在宅生活を継続できる。

(5) ケアマネジメント支援

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
居宅介護支援専門員に対する指導・援助	居宅介護支援専門員が担当する様々な問題を抱えるケースに対して、	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問	居宅介護支援専門員	居宅介護支援専門員と共に、利用者の自立支援のため

	必要な情報提供やサービス導入の支援を行う。	年間		の問題解決を図ることができる。
		サービス担当者会議出席 年間		
ケアプラン適正化事業	調布市支援センター係と各支援センターの主任介護支援専門員により介護保険の適正なケアプラン作成に向けてケアマネジャーに対し支援を行う。	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問 年間	居宅介護支援専門員	適切なケアプラン作成に向けてケアマネジャーを支援することができる。
		サービス担当者会議出席 年間		
介護支援専門員ネットワークの構築	地域の支援専門員の業務の円滑な実施を支援するため、地域包括と介護支援専門員、介護支援専門員同士、その他地域の関係機関等とのネットワークを構築する。	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問	介護支援専門員	地域の専門職の連携・協働体制により、利用者が安心して暮らせる地域づくりが推進できる。
		サービス担当者会議出席 年間		
		担当地域ケア会議開催 3回/年		
		介護支援専門員地域連絡会 1回/年		

(6) 地域との連携

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
生活支援見守りネットワーク事業	高齢者の意思や生活様式を尊重しながら、地域住民による「ソフトな見守り」と「ゆるやかな働きかけ」を行い、長く住み慣れた地域で暮らせることを目指す。公社の自主事業である「ちょこっとさん」を含め地域の見守りの輪を広げる。	地域での協力者の発掘・地域組織への説明会・地域住民への広報および情報収集・市との連絡会 年間	市民 高齢者等とその家族等	高齢者が孤立することなく、安心して生活できる。

広報協力員活動	市から委嘱された広報協力員が、市民の視点で地域包括支援センターを広報し、地域とのつなぎ役を担う活動を行うことで、高齢者が安心して生活するためのネットワークができる。	広報協力員に対する、定期的な研修、連絡調整 8回/年	広報協力員	支援センターと地域をつなぐ役割を担う広報協力員が定期的な研修を行い、広報協力員相互の連携を図ることにより、より一層市民への啓発に取り組む事が出来る。
		広報協力員による、ひとり暮らし高齢者PR訪問 1回/年	75歳以上のひとり暮らし高齢者	広報協力員が個別に地域包括支援センターのPRを行うことで、地域の高齢者が気軽に地域包括支援センターに相談することができ、安心して生活ができる。
		広報協力員による、旧単身高齢者訪問の対象者への電話連絡、訪問の継続 1回/年	旧単身高齢者訪問の対象者で訪問を希望する高齢者	広報協力員が地域包括支援センターの窓口として地域の高齢者と継続して関することで、気軽に地域包括支援センターに相談することができ、安心して生活ができる。
民生児童委員との連絡会	地域の相談窓口となる民生委員と連携を図ることで、地域の福祉ネットワーク構築の充実を目指す。	民生委員と広報協力員の連絡会開催 1回/年	民生児童委員 広報協力員	民生委員と情報を共有し連携することにより、利用者が安心して暮らせる地域づくりができる。
担当地域ケア会議	複雑な問題を抱える利用者を支えるため、地域・関係者のネットワークの構築を目指す。	担当地域の高齢者が抱える問題について実態を把握	保健、医療、福祉などの現場職員を中心に構成・10	高齢者等が安心して生活できる地域づくりができる。

		し、地域関係者との情報の共有と問題や課題解決に向けたケース検討等を行う 3回/年	人程度	
--	--	---	-----	--

(7) 介護支援

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護教室	高齢者やその家族等に対して医療、保健、福祉等に関する情報を届ける。	介護方法や介護予防に関する教室の開催 1回/年 (2日コース)	市民 高齢者等とその家族等	市民に医療、保健、福祉サービスの普及啓発を行うことで、安心してサービスを利用したり介護に携わっていただくことが出来る。
家族会	家族が安心して介護に携わることができるよう、介護者同士の支えあいの場づくりを支援する。	介護者のつどいの実施 隔月	介護者 市民	家族の介護負担を軽減を図ることができる。
福祉用具の展示	福祉用具を身近に見たり、使用の体験をすることで、適切な用具の利用方法を伝え、自立した生活を支援する。	福祉用具の展示・契約・福祉用具の点検、整理 年間	市民 高齢者等とその家族等	高齢者やその家族が福祉用具を実際に確認することで、利用のきっかけや安心につながる。

(8) 会議・研修等

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
支援センター連絡会	調布市関係者および他の支援センターとの情報共有を図り、市民への情報発信を行う。	会議出席 1回/月	支援センター 職員	調布市、各支援センター間の連携を図ることで、利用者へ途切れないサービスを提供でき
支援センター	9ヶ所の調布市地域包	会議出席	支援センター	

語ろう会	括支援センター間で、地域包括ケアにおける地域の課題や事業に関わる共通理解を図る。	1回/月	職員	る。
介護予防検討会	調布市支援センター係と各支援センターの保健師または経験のある看護師により、介護予防についての情報共有や事例検討を行う。	介護予防に関する情報の共有と事例検討を行う 6回/年	支援センター 保健師・看護師	介護予防事業を適切かつ効果的に進めることができる。
権利擁護検討会	調布市関係者と各支援センターの社会福祉士により、成年後見制度や権利擁護事業について情報共有や制度について理解する。	権利擁護に関する研修 12回/年	支援センター 社会福祉士	高齢者等の権利を擁護すると共に、この制度を周知させることができる。
ケアプラン適正化会議	調布市支援センター係と各支援センターの主任介護支援専門員により介護保険の適正なケアプラン作成に向けてケアマネジャーに対し支援を行う。	介護保険制度やケアマネジャー支援の方法を学ぶ。 6回/年	支援センター 主任介護支援専門員	主任ケアマネジャーがケアマネジャー支援について学ぶことで、地域のケアマネジメントの向上を推進することが出来る。
生活支援見守りネットワーク連絡会	調布市支援センター係と各支援センターの生活支援見守りネットワーク事業担当者により、情報共有と広報活動の方法を学ぶ。	事業の広報および活動の報告を行う 1回/月	支援センター 見守りネットワーク担当	見守りネットワーク網の充実が図られる。
地域密着型グループホーム運営推進会議	認知症があっても自立して生活することができる地域づくりをめざし、地域密着型グループホームの運営推進に携わる。	リアンシェール運営推進会議への出席 隔月	地域密着型グループホーム・リアンシェール	認知症があっても安心して生活できる地域づくりの推進が図られる。

3 低栄養予防事業（いきいきクッキング）

事業のねらい

低栄養状態の予防、改善による要介護状態予防を目的に、管理栄養士による栄養ケア計画に基づく料理教室形式プログラムを実施し、皆で楽しみながら食事内容を見直し、料理が作れるようになるきっかけと仲間づくりを行います。

今年度はプログラム終了後も、継続して、栄養状態改善を意識した生活ができることを目的とし、自主グループ活動支援、住民サポーターの育成を含め、地域で継続して介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
低栄養予防教室「いきいきクッキング」（546千円）	栄養ケア計画の作成と、これに基づくプログラムを実施し、要介護状態を予防するための体の栄養状態の維持、増進を目指す。	1コース4ヶ月8回の事業において、講義、調理実習及び前後の健康度の把握と効果測定を実施する 2コース/年	65歳以上の市民で以下に該当する方 特定高齢者 低栄養の不安のある方 男性の方で調理経験の少ない方	低栄養状態を改善、予防する。また低栄養から生じる体力低下を予防する。
いきいきクッキング自主グループ活動支援	プログラム終了後も地域で低栄養予防の取り組みが継続できるよう、自主グループの活動を支援する。	必要と思われる情報提供等を実施 随時	事業参加者等	プログラム終了後にも集まることができる仲間づくりの機会となる。
住民サポーターの育成	事業、自主グループ等の活動を実施し促進できる市民サポーターを育成し、地域で支える介護予防事業に取り組む。	必要と思われる外部研修会の参加等 年間	住民サポーター	介護予防リーダーを育成することにより、地域で支えあう介護予防を推進する。

4 軽度生活援助事業

(1) 生活援助事業

事業のねらい

介護保険法非該当の高齢者が、安心して日常生活をおくれるよう協力会員によるホームヘルプサービスを提供します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助生活援助事業（1,442）	介護保険法による要介護認定において非該当と判定された高齢者が必要と	協力会員によるホームヘルプサービスの	65歳以上の単身世帯、高齢者世帯および	介護保険に該当しない高齢者に対する介護予防的支援

千円)	する生活援助を提供する。	提供。 年間	びこれに準じる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の支援が必要な方	を、地域の支えあいによって行うことができる。
-----	--------------	-----------	------------------------------------	------------------------

(2) 見守り事業

事業のねらい

認知症の方とご家族が安心して在宅生活が送れるよう介護保険の内容を補完するサービスとして見守り事業を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助 見守り事業	認知症の方に、見守り関連のサービスを提供し、生活に広がりを持っていただくとともに、家族の介護負担を軽減する。	専門の知識、技術を持ったヘルパーが認知症の方に対して見守り、散歩介助、話し相手等の援助を行う。また家族からの相談に対して一緒に考え、関係機関につなげていく。 年間	65歳以上の認知症の症状を有する方、及び65歳未満の介護保険法の認定を受け、かつ認知症の症状を有する方で、介護保険サービスの適用とならない見守り等のサービスが定期的に必要な方	介護保険では出来ないサービスを行うことによって、認知症の利用者の精神的安定が図れるとともに、疲労している家族の介護負担を軽減する事ができる。

5 介護保険要介護認定調査

事業のねらい

介護保険法に基づく要介護認定調査を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
要介護認定調査	介護保険法による要介護認定調査を行う。	要介護認定調査を行う。 年間	介護保険要介護認定申請者	介護保険制度運営の円滑な遂行のために資することができる。

(9) その他、この法人の目的達成のために必要な事業（9号事業）

1 事業運営の改善

引き続き、事務事業について、各係において業務の見直しを行い、業務整理など事業の活性化のための取り組みを行ってまいります。

また、係内においてだされた改善課題については、目標及び対応方法、改善のための取り組みを明確にしたうえで、計画を実施し、その結果を全職員で共有していく仕組みを充実させてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
職員会議 ① 地域事業課・介護事業課②国領デイサービス係③訪問介護係④デイサービスふちぼあん係	公社が目指すべき方向性、重要な案件について全職員で共有し、円滑な事業運営を行う。	個別事業についての報告、連絡。適切な事業運営に関する協議。 各 1回/月	各担当職員	全職員が公社理念を共有し、利用者にとっての質の高いサービス提供の確保に努めることができる。
運営会議	公社運営にあたり必要な案件について協議を行い、意思決定を行う。	利用者意向、地域、事業環境に関する情報の収集と分析 改善課題の設定と改善方法の協議 事業運営に関する協議 2回/月	主任、主査、係長、主幹、課長、次長、局長	事業運営にあたり実情を踏まえた意思決定ができる。
管理職会議	経営状況の把握と円滑な事業運営の確保のため意思決定を行う。	利用者意向、地域、事業環境に関する情報の分析結果に基づいた公社の方向性の決定 随時	主幹、課長、次長、局長	経営の基本方針が定まり、円滑な事業運営の確保が図られる。

2 サービスの質向上

サービス水準の向上を図るために、各種サービスマニュアルやサービス手順書の作成サービス評価会議、ケースカンファレンスの実施などを適切に行います。またサービス情報の公表制度を定期的に見直し受審します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
サービス評価 会議等の開催	自らの立てたケア プラン，各種介護 計画が適切である か，複数の専門職 の目から評価し， 改善に役立てる。	居宅介護支援計画 書，各種介護計画書 の検討を通じて，ア セスメント結果，ケ アプラン内容のチ ェック，サービスの 適切さについて評 価する。 年間	公社職員 (各担当部署 にて開催)	適切なケアプラン 作成，サービス提 供を行うための力 量形成ができる。
ケースカンフ ァレンスの開 催 (24千円)	対応困難ケースの 事例検討を通して 問題の解決を図 る，また，職員の 資質，能力の向上 を図る。	自らの事例につい てまとめ，発表す る。他のメンバーと ディスカッション を行う中で，自らの ケアの振り返りを 行う。また，必要に 応じて外部スーパ ーバイザーを招き 必要な視点，アドバ イスを得る。 1回/月		事例をまとめる段 階で，自らの援助 を振り返り，また， 他者からの意見を 聞くことにより， 新たな視点を心得 ることができ，利用 者への適切なケア を行う上での力量 形成の機会となる。
サービス情報 の公表制度の 実施	介護保険事業にお いて，自らのサー ビス内容や運営状 況の情報を，公平， 公正な環境で公表 し，利用者に適切 な事業所を選んで 頂けるようにす る。	サービス情報の公 表制度の実施 1回/年	対象：通所介 護事業，居宅 介護支援事 業，訪問介護 事業	情報の公表にあたり，事業所の状況を客観的に捉えることができ，サービスの質の改善に資することができる。

3 職員の個別能力開発

外部研修へ積極的に参加し，職員の資質向上を図り人材育成に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
外部研修への 派遣 (情報収集)	様々な福祉ニーズ に対応するための 専門的な知識の習	公社業務に関連し た福祉サービス研 修	公社職員	公社サービスの充 実

	得及び情報収集を行う。	年間(随時)		
		パソコン技術向上のための研修などへ参加 年3回以上	公社職員	事務作業の効率化を図る
外部研修への派遣 (資質向上)	職員の資質を向上し事業運営を効率的に行う。	①各職層に応じ講師を招いての集合研修を実施する 年間(随時) ②管理・経営研修 ③労務管理研修などへの参加	公社職員	公社職員としての意識と自覚を高め、公社運営を担える職員の創出を図る。